

地方財務会計制度の概要・改正経緯について

地方財務会計制度の仕組み

地方公共団体

民主的統制の保障

議会

予算に係る議決、総計予算主義の原則、決算の認定
 使用料等の徴収、契約の締結※、財産の取得及び処分※、権利の放棄
 ※一定基準以上のもの

住民

住民監査請求、住民訴訟

独立した機関によるチェック

監査委員

- 財務監査
- 決算審査
- 出納検査
- 指定金融機関等の監査
- 住民監査請求による財務監査
- 職員の現金・物品等の損害事実の有無の監査

長（会計命令機関）

- 予算編成
- 財産管理（公有財産、物品、債権、基金）
- 決算の公表
- 財政状況の公表

○予算執行

（収入） ・調定 ↓ ・納入通知	（支出） ・支出負担行為 ↓ ・支出命令
---------------------------	-------------------------------

・収納 例） 地方税、分担金、 使用料、手数料等	・支出 ^{（※）} 例） 補助金、負担金、 支払代金等
-----------------------------------	---

※会計管理者は、①当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、②当該債務負担行為に係る債務が確定していること、を確認しなければならない。

会計管理者（会計執行機関）

- 現金の保管
- 決算調製

民間企業等

調達

支払代金等

指定金融機関等

公金の
出納・保管

外部監査

- ・包括外部監査
- ・個別外部監査

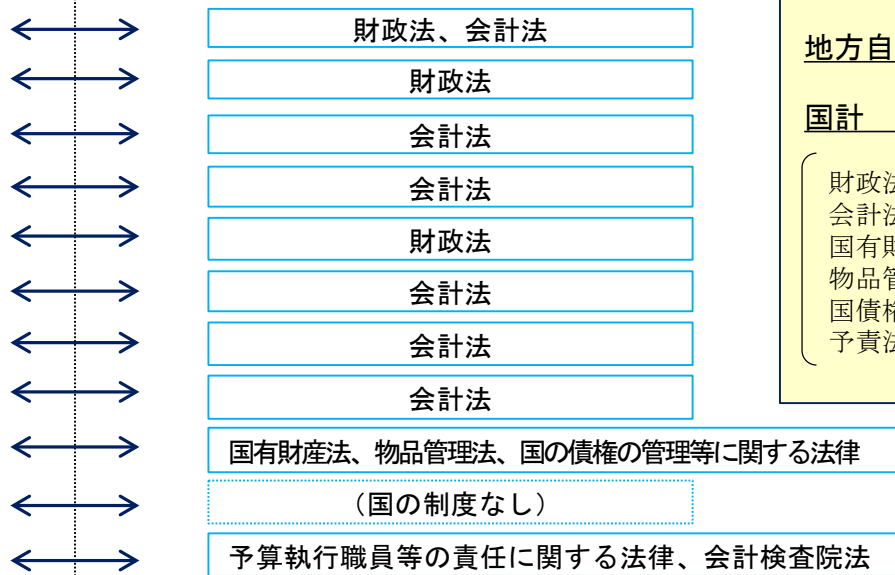
地方公共団体の財務会計制度に関する規範の範囲

地方自治法

第9章 財務

- 第1節 会計年度及び会計の区分
- 第2節 予算
- 第3節 収入
- 第4節 支出
- 第5節 決算
- 第6節 契約
- 第7節 現金及び有価証券
- 第8節 時効
- 第9節 財産
- 第10節 住民による監査請求及び訴訟
- 第11節 雑則（職員の賠償責任等）

（地方自治法の財務に対応する国の主な法律の例）



財務関係法律の条数

地方自治法 63条

国計 270条

- （ 財政法 54条
- 会計法 69条
- 国有財産法 53条
- 物品管理法 41条
- 国債権管理法 40条
- 予責法 13条

委任

地方自治法施行令

地方自治法施行規則

委任

条例

〇〇特別会計条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例、行政財産の使用料に関する条例、〇〇基金条例、手数料条例、証紙条例、財政状況の公表に関する条例 等

規則

財務規則、補助金等交付規則 等

国の法規

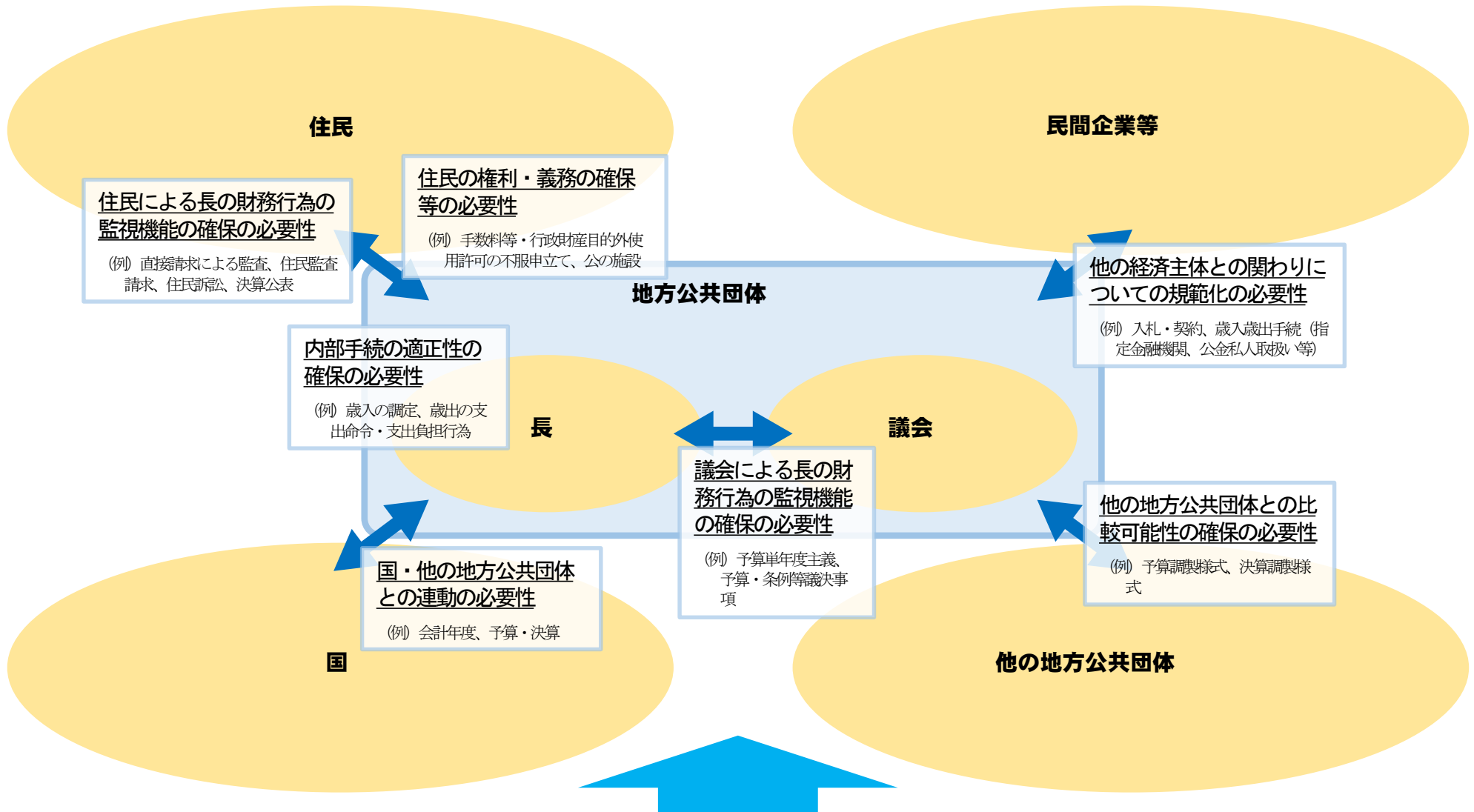
地方公共団体の法規

地方財務会計制度関連法規の規定レベル

		予算	契約	長期継続契約	公金管理	公有財産
国	法律 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度独立の原則 ・総計予算主義 ・予算の内容・調製・議決 ・補正予算、暫定予算等 ・予算執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続の種類 ・一般競争入札原則 ・最低価格落札等原則 ・入札保証金 ・契約書作成の成立手続 	長期継続契約の種類 (例) ・電気・ガス・水道・電気 通信役務等 ・ 政令で定める契約	<ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出手続 ・公金の私人取扱いの原則禁止 ・指定金融機関 ・歳入歳出外現金 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の範囲 ・行政財産の私権設定原則禁止、貸付可事由 ・普通財産の無償貸付けの 条例等
	政令 (地方自治法施行令)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度区分の基準 ・予算に関する説明書 ・歳入歳出予算の款項区分 ・予算執行の目節区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札手続 (資格要件、入札・落札決定、総合評価、最低制限価格等) ・指名競争入札・随意契約の要件・手続 	物品借入れ・役務提供の契約で、翌年度以降も契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすもので条例に委任	<ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出手続 ・使用料等、税の収納事務の私人取扱い ・指定金融機関の指定等 ・歳入歳出外現金の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産貸付け可事由の 細則
	省令 (地方自治法施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算調製の様式 ・款項目節の区分基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約による契約書作成の場合の手続 		<ul style="list-style-type: none"> ・他法令以外の歳入歳出外現金の種類 	
地方公共団体	条例			長期継続契約の対象契約 (例) ・OA機器のリース契約 ・庁舎管理契約		<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の無償貸付けが できる場合
	規則	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成手続 ・予算執行計画、配当手続 ・予算流用手続 ・会計管理者への通知等 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札手続 ・予定価格の決定方法 ・契約書の作成、契約締結・解除手続 ・契約保証金 	※条例からの委任で細則を規定	<ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出手続の細則 ・指定金融機関との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得・廃止手続の細則 ・用途変更手続 ・管理方法の細則

※下線部・太字部分は改正要望が多いもの

地方財務会計制度の意義



住民への説明責任を果たす観点から、住民による民主的統制の下、長の財務行為の公正性・公平性・中立性を確保

昭和38年の地方自治法改正について

1. 趣旨・目的

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることにより、地方公共団体における行政の能率と公正を確保することを基本的な狙いとしたものであって、**改正の目的は、現行の地方財務制度の不備を改善し、整備することにあつた。**

地方公共団体の財務制度は、明治以来の制度をそのまま踏襲しているものが少なくなく、実情にそわなかつた。時代の進歩に遅れている個所も出てきており、したがって、これを根本的に検討、改善することにより、**地方公共団体の内部管理事務の処理体制と処理方法を近代化し、あわせて新しい時代の住民生活の要請**に応え、もって**地方自治の適正かつ能率的な運営の確保**を目的としたもの。

2. 改正のポイント

- ・ **議会、地方公共団体の長の職務権限、出納長及び収入役の職務権限、監査に関する規定を整備**
- ・ **政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結等を議決事件に追加**
- ・ **出納長又は収入役制度は存置され、その職務権限を拡充**
- ・ **会計年度及び会計の区分、予算、収入、支出、決算、契約、現金及び有価証券、時効、財産、公有財産、物品、債権、基金、住民による監査請求及び訴訟、雑則の規定を整備**
- ・ **営造物を財産とは切り離して、別に規定するとともに、「営造物」の名称を「公の施設」に改め、その設置、管理及び廃止に関する規定を整備**

3. 改正に当たっての諮問機関

政府は、**地方財務会計制度調査会**を設けて諮問し、答申を得たところで、その答申の趣旨に従い、地方財務制度の全般について改正を行った。（設置：昭和34年～37年）

(参考) 地方財務会計制度調査会について

1. 設置根拠

地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、当時の自治庁に、附属機関として、**自治庁設置法を改正して臨時に設けられた。**

2. 設置理由

地方公共団体の財務会計制度は、ほとんど市制、町村制、府県制当時のままであり、実情にそわない個所もでてきており、合理的能率的な財務運営という見地から、**根本的に検討、改善すべく要請されていた。**一方、地方公共団体の財務会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用さるべきものであり、**極めて複雑多様であるうえに、専門的、技術的知識景観を必要とする性格の問題が多いので、特に財務会計制度に関する専門の方々の意見を十分に聞く必要がある**ということで設けられた。

3. 構成員

地方財務制度調査会（会長：田中二郎氏）は、財務会計制度に関し、学識経験のある者14名（大学教授7名、地方公共団体関係者3名、金融関係者2名、その他2名）、内閣法制局次長、大蔵事務次官及び自治事務次官の計17名の委員並びに学識経験者のある者3名（大学助教授2名及び大学講師1名）、内閣法制局第二部長、大蔵省主計局長、自治省官房長及び自治省各局長の計9名の幹事をもって構成された。

4. 審議経過

昭和34年10月7日に第1回総会を開き、以来総会を開くこと23回、小委員会を設け個別的な事項の討議を重ね、実務家の意見を徴し、調査審議を進め、**昭和37年3月23日、自治大臣に対して「地方公共団体の財務会計制度についての改正の要綱に関する答申」を行った。**

昭和38年から現在に至るまでの財務規定の主な改正内容について①

時期	改正項目	改正内容
昭49	財産(法・令)	行政財産について、一定の場合における貸付け、地上権の設定を可能とした。
昭49	契約(令)	随意契約が可能である要件として、契約額が少額である場合を追加
昭57	現金等(令)	保管することのできる歳計外現金として災害見舞金を追加
昭57	契約(令)	地域要件・技術適性の有無を入札参加者資格として設定することを可能とした。
昭61	財産(法・令)	公有地信託制度を導入
平11	契約(令)	総合評価落札方式を導入
平14	契約(法)	契約書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備
平15	現金等、契約(令)	徴収等委託を受けた私人からの会計管理者に提出する計算書や競争入札における入札書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備
平16	契約(法・令)	長期継続契約の対象として、契約の性質上必要なものであって条例で定めるものを追加
平16	支出(法・令)	支出命令の方法を明文化
平16	雑則(令)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として、「物品売払代金」を追加
平16	支出(令)	資金前渡払及び支出事務の私人への委託を行うことのできる経費の範囲を拡大
平16	契約(令)	随意契約が可能である要件として、一定の手続により身体障害者更正施設から物品を買い入れる場合等及び新商品として生産された物品を買い入れる場合を追加
平18	収入(法・令)	指定代理納付者による歳入の納付(公金のクレジットカード納付)をすることができることを明確に規定するとともに、公金納付時期の特例を規定
平18	財産(法・令)	行政財産である庁舎の余裕スペースについて貸付けを可能とした。
平23	雑則(令)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「寄附金」を追加
平23	契約(令)	随意契約が可能である要件として、障害者自立支援施設等と同様の活動を行っている地方公共団体の長が認めた者からの物品の購入等を行う場合を追加
平23	契約(令)	電子入札における入札に関係のない職員の立ち会いの義務づけを廃止
平26	契約(令)	一般競争入札等に参加させることができない者及び参加させないことができる者を追加
平27	契約(令)	随意契約が可能な要件として、認定生活困窮者就労訓練事業により生じる物品等の調達を行う場合を追加

昭和38年から現在に至るまでの財務規定の主な改正内容について②

時期	改正項目	改正内容
平29	雑則(令)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「延滞金」「遅延損害金」を追加
平30	雑則(令)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「地方税に係る督促手数料」「延滞処分費等」を追加